令和３年４月１日以後開始連結事業年度等分
連結申告用

別表六の二(六)

令三・四・一以後終了連結事業年度分

中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・	法人名	

試験研究費の額の合計額 (別表六の二(六)付表「2」)	1	円	
控除対象試験研究費の額の合計額の計算	同上のうち特別試験研究費以外の額の合計額	2	
	(1)のうち中小連結法人の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額の合計額	3	
	控除対象試験研究費の額の合計額 (2)＋(3)	4	
増減試験研究費割合の計算	比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5	
	増減試験研究費の額 (1)－(5)	6	
	増減試験研究費割合 $\frac{(6)}{(5)}$	7	
試験研究費割合の計算	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	8	円
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(8)}$	9	
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8又は9.4}{100})\times(0.3又は0.35)$ (0.12未満の場合又は(5)＝0の場合は0.12)	10	
	(9)＞10％の場合の控除割増率 $((9)-\frac{10}{100})\times0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11	
	税額控除割合 (10)＋(10)×(11) (小数点以下３位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	

中小連結法人税額控除限度額 (4)×((12)又は0.12)	13	円	
調整前連結税額 (別表一の二「2」)	14		
当期税額基準額の計算	連結親法人事業年度が令和５年４月１日以前に開始する連結事業年度の場合		
	(9)＞10％の場合の特例加算割合 $((9)-\frac{10}{100})\times2$ (小数点以下３位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	
	基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合 (別表六の二(八)「15」)	17	
	当期税額基準額 (14)×(((15)、(0.25＋(16))又は0.25)＋(17))	18	円
当期税額控除可能額 ((13)と(18)のうち少ない金額)	19		
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の②」)	20		
法人税額の特別控除額 (19)－(20)	21		

【No.３】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.28】中小連結法人以外の連結法人又は適用除外事業者であるにもかかわらず、中小連結法人向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。